



ガイドラインの背景と目的

2019年5月28日(火)

- 1 文部科学省 科学技術・学術政策研究所(NISTEP)
- 2 内閣府国際的動向を踏まえたオープンサイエンスの
推進に関する検討会構成員
- 3 RDUF 企画委員およびJDARNメンバー
- 4 JOSS2019実行委員



林 和弘



我が国のオープンサイエンスの基本方針②

【第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)による記述】

公的資金による研究成果については、その利活用を可能な限り拡大することを、我が国のオープンサイエンス推進の基本姿勢とする。その他の研究成果としての研究二次データについても、分野により研究データの保存と共有方法が異なることを念頭に置いた上で可能な範囲で公開する。

ただし、研究成果のうち、国家安全保障等に係るデータ、商業目的で収集されたデータなどは公開適用対象外とする。また、データへのアクセスやデータの利用には、個人のプライバシー保護、財産的価値のある成果物の保護の観点から制限事項を設ける。なお、研究分野によって研究データの保存と共有の方法に違いがあることを認識するとともに、国益等を意識したオープン・アンド・クローズ戦略及び知的財産の実施等に留意することが重要である。

統合イノベーション戦略

平成30年6月15日
閣議決定

第2章 知の源泉

(1) Society 5.0 実現に向けた
データ連携基盤の整備

(2) オープンサイエンスのための
データ基盤の整備

(3) エビデンスに基づく政策立
案／大学等法人運営の推進

<http://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/index.html>

第5期科学技術基本計画(Plan)・総合科学技術イノベーション
戦略2017(Do)の取組を評価(Check)し、今後とるべき取組
(Action)を提示(概要資料より抜粋)

統合イノベーション戦略

(2) オープンサイエンスのためのデータ基盤の整備 (抜粋)

i) リポジトリの整備及び展開【科技、文】

- ・文部科学省が主体となり、機関リポジトリを活用しクラウド上で共同利用できる研究データの管理・公開・検索を促進するシステムを開発し、2020年度に運用開始
- ・国際認証基準等に基づくリポジトリの整備・運用のガイドライン(公開データの検索可能化、諸外国の研究データ基盤との相互運用性等を含む。)を内閣府(科技)が策定し、大学・国研等にガイドラインの適用を推奨

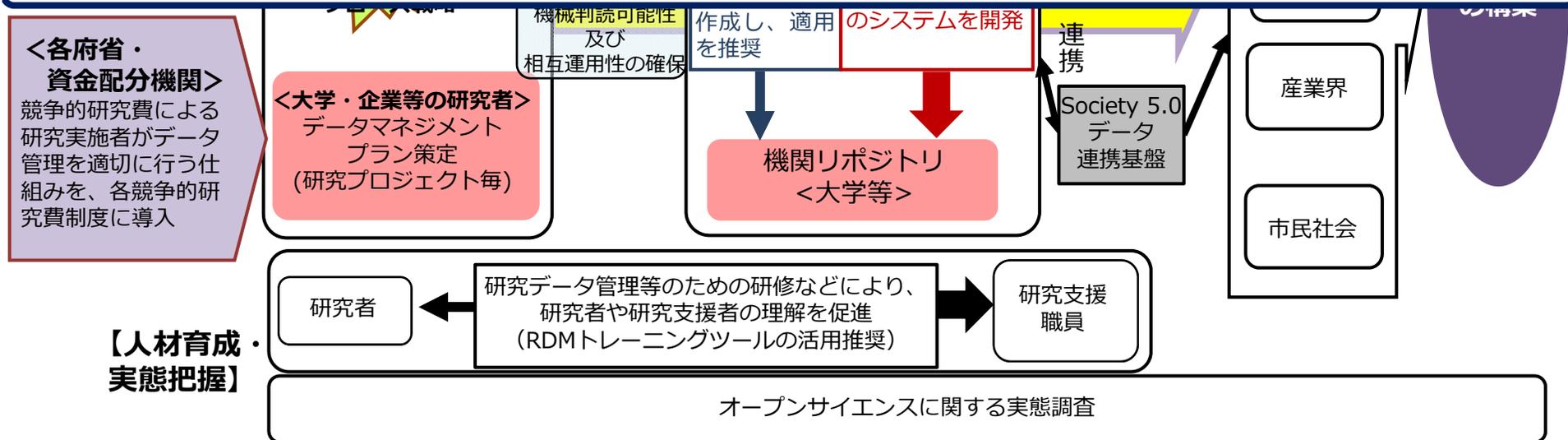
ii) 研究データの管理・利活用についての方針・計画の策定等【内閣官房、科技、食品、総、文、厚、農、経、国、環、防】

- ・内閣府(科技)は、国研におけるデータポリシーの策定を促進するためのガイドラインを2018年6月までに策定
- ・国研は、研究分野の特性、国際的環境、産業育成等に配慮し、必要に応じてオープン・アンド・クローズ戦略を取り入れ、データポリシーを策定
- ・競争的研究費制度の目的、対象等を踏まえ、大学・国研・企業等の研究実施者がデータマネジメントプラン等のデータ管理を適切に行う仕組みを、各府省・研究資金配分機関が所管の競争的研究費制度に導入(ガイドライン策定や公募要領改訂等)
- ・データポリシー・データマネジメントプランに基づく公的資金による研究データの管理・公開等を促進し、公的資金による研究成果としての研究データについてはデータインフラを通して機械判読可能化を促進

<http://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/index.html>

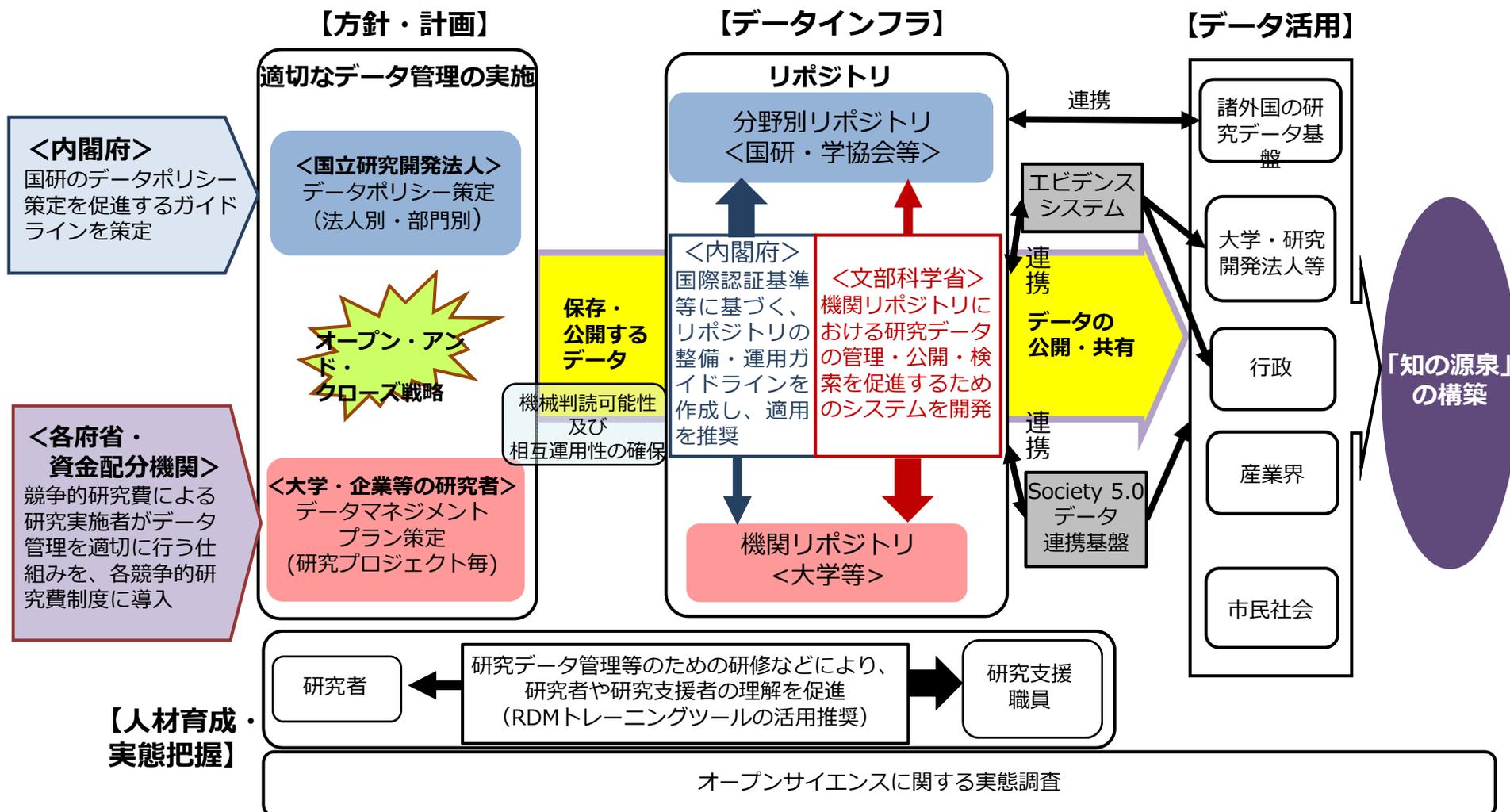
オープンサイエンスのためのデータ基盤の整備

- 国益や研究分野の特性等を踏まえて、オープン・アンド・クローズ戦略を考慮し、サイバー空間上での研究データの保存・管理に取り組み、諸外国の研究データ基盤とも連携して巨大な「知の源泉」を構築し、あらゆる者が研究成果を幅広く活用
- その結果、所属機関、専門分野、国境を越えた新たな協働による知の創出が加速



オープンサイエンスのためのデータ基盤の整備

- ・ 国益や研究分野の特性等を踏まえて、オープン・アンド・クローズ戦略を考慮し、サイバー空間上での研究データの保存・管理に取り組み、諸外国の研究データ基盤とも連携して巨大な「知の源泉」を構築し、あらゆる者が研究成果を幅広く活用
- ・ その結果、所属機関、専門分野、国境を越えた新たな協働による知の創出が加速



開発法人向け データポリシーガイドライン

研究機関の公的資金による研究データの管理・活用ポリシー策定に関する
ガイドライン（仮称）（案）

2018.4.25

1 本ガイドラインの目的

ICTの発展によって科学研究やその産業利用に新しい展開が生まれており、研究論文に加えて研究データの活用に注目が集まっている。我が国の研究力の向上やイノベーションの創出のためには、重要な知的資源である公的資金による研究成果（論文、データ等）を、各研究開発法人のビジョン、ミッション等を踏まえた、オープン・クローズについての考え方、方針に基づき適切に管理し、我が国の社会への還元や新規産業の育成を含む産業利用等を意識しながら国際的対応を必要とする。このことは、第5期科学技術基本計画のオープンサイエンスの基本的な方針に示されているとおり、また、第

データマネジメントプラン (DMP)

(DMP)

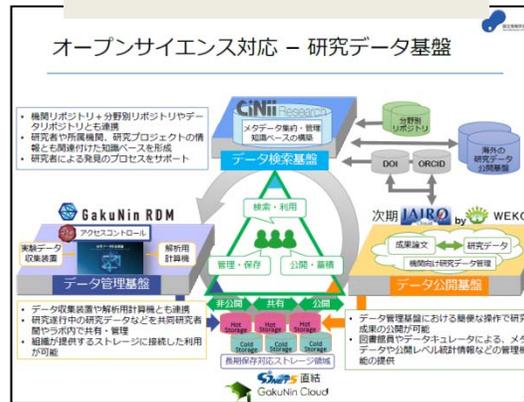
JST, AMED, NEDO

平成30年度より「データマネジメントプラン」提出を義務化

- ✓ データマネジメントプランは、どの研究開発課題で、どんなデータが産出され、誰がどこに保有しているのかを記載するものである。
- ✓ 併せて、基本的なデータ管理を進める上で必須となるデータサイエンティスト等を記載する。
- ✓ AMEDがデータの所在等を把握することにより、マネジメント機能または触媒機能を強化し、可能な範囲で異なる研究開発課題間での連携促進や二重研究開発の回避等に役立てる。
- ✓ 副次的な効果として、研究コミュニティでデータを適切に整理・体系化する文化が醸成されることも期待する。

データインフラ (管理・公開・検索)

NII



研究データを研究成果
公開の主要メディアに

データリポジトリガイドライン (ドメイン別)

なオープンサイエンスの推進の取組の中で、データ共有のための取組が検討され、国際的な取組機関が設立された。
このような国際的な取組に対応すべく、我が国では2014年12月に内閣府において有識者の検討会が立ち上げられ、我が国のオープンサイエンスに対する基本姿勢・基本方針等を示した報告書「我が国におけるオープンサイエンス推進のあり方について」が2015年3月に取りまとめられた。その際、2016年1月に閣議決定された「第5期科学技術基本計画」においても、我が国のオープンサイエンスに関する基本姿勢等が示されている。また、文部科学省では、学術情報委員会（第8期）において同様に検討が進められ、研究のヒビデンスとなるデータを保存・公開することの意義とそのための具体的な方策について示した審議まとめを2016年2月に発行している。
さらに、2016年6月に閣議決定された「融合イノベーション戦略」において、今日の「知の創成」の鍵となるデータ・情報であるとの認識の下、オープンサイエンスのためのデータ基盤の構築を大方向として推進していくこと、具体的な推進方策として、研究機関等が、(1)開

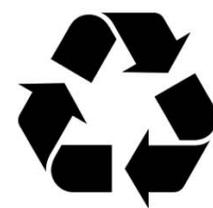
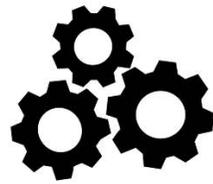
電子ジャーナルとの連携 (データ出版)

(データ出版)

JST



F indable A ccessible I nteroperable R eusable



モニタリング
(NISTEP)

共創×政策リエゾン×認証

1. **実際のリポジトリ運営者を中心とした活動**
 - 分野横断＋機関リポジトリ系も
2. **内閣府のオープンサイエンス検討会との密な連携**
 - JDARNメンバー、検討会メンバーと内閣府事務局のワークショップ
3. **CTS認証のリバーズ・エンジニアリング**
 - このガイドラインに従うとCTS認証の審査項目がクリアできるようになっている
 - 現場の声が実務的に生かされ、便益も見込める施策づくりの一環